

## 埼玉県社会教育関係団体運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内に事務所を有する社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体の健全な育成を図り、本県社会教育の振興に資するため、予算の範囲内において、当該団体に対し補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる社会教育関係団体（以下「補助対象団体」という。）は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象団体の運営費に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費及び知事が適当でないと認めた経費を除くものとする。

- (1) 交際費
- (2) 慶弔費
- (3) 積立金
- (4) 渉外費
- (5) 繰出金
- (6) 助成金
- (7) 雑費
- (8) 予備費

(補助額)

第4条 補助額は、社会教育委員会議の意見を踏まえ、予算の範囲内で知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 申請書には、補助対象団体の収支予算書及び事業計画書を添付するものとする。

3 申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第2号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式第2号の補助金交付決定通知書により補助対象団体に通知するものとする。

2 知事は、本事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(状況報告等)

第8条 補助対象団体は、知事の要求があったときは、運営の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定されている実績報告について、補助対象団体は、補助事業を完了したときは、様式第3号による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

(添付書類)

第10条 前条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助の成果を記した報告書等
- (2) 補助対象団体の決算書

(報告書の提出時期等)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業完了後30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い時期とする。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、第8条及び第9条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4号の補助金交付額確定通知書により補助対象団体に通知するものとする。

2 知事は、補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助完了(当該財産の取得)後、原則として5年とし、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、1個又は1組の取得価格が5万円以上の財産とする。

(書類の整備等)

第14条 補助対象団体は、運営費に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助対象団体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

## 別表

補 助 対 象 団 体
埼玉県地域婦人会連合会（結婚相談事業を除く）
一般社団法人埼玉県子ども会連合会
一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟
ボーイスカウト埼玉県連盟
埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会
埼玉県鼓笛・金管バンド連盟
埼玉県公民館連絡協議会
埼玉県PTA連合会
埼玉県高等学校PTA連合会
埼玉県家庭教育振興協議会
埼玉県特別支援学校PTA連合会
一般社団法人埼玉県文化団体連合会
埼玉県合唱連盟
埼玉県美術家協会
埼玉県吹奏楽連盟

様式第1号（第5条関係）

埼玉県社会教育関係団体運営費補助金交付申請書

第 年 月 日  
号

（宛先）  
埼玉県知事

所在地  
団体の名称  
代表者職・氏名

下記により 年度埼玉県社会教育関係団体運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金申請額 金 円
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
別紙事業計画書及び収支予算書のとおり
- 4 補助事業完了予定年月日  
年 月 日

様式第2号（第7条関係）

埼玉県社会教育関係団体運営費補助金交付決定通知書

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県社会教育関係団体運営費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 交付方法

3 交付の条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載の事業とする。
- (2) 申請書記載の事業の中止、又は変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 上記以外に使用した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第9条関係）

埼玉県社会教育関係団体運営費補助金実績報告書

第 年 月 日  
号

（宛先）  
埼玉県知事

所在地  
団体の名称  
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度埼玉県社会教育関係団体運営費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 埼玉県社会教育関係団体運営費補助事業
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 補助事業の成果 別紙事業報告書のとおり
- 5 収支報告書 別紙収支決算書のとおり

様式第 4 号（第 12 条関係）

埼玉県社会教育関係団体運営費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度埼玉県社会教育関係団体運営費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確定金額 金 円



暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_